

## 自転車 J I S 規格改正（案）に対する意見募集について

当協会は平成 1 2 年度より自転車 J I S 規格の原案作成団体として、自転車 J I S 規格の改正・審議を実施してきております。

今般、下記の自転車 J I S 規格（5 規格）については、改正の必要性が生じたことから、業界有識者で構成する「J I S 調査分科会」において、改正内容を十分審議・検討した上で、具体的改正（案）を取りまとめました。

つきましては、この改正規格（案）に対して、広く業界の皆様からご意見をいただきたく、下記の要領により意見（コメント）の募集をいたしますので、忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

※改正規格（案）は、各規格ごとに該当する箇所を新・旧対比表で掲載しております。

意見募集 対象規格	J I S D 9 3 0 1（一般用自転車） J I S D 9 3 0 2（幼児用自転車） J I S D 9 4 1 4（自転車用ブレーキ） J I S D 9 4 1 5（自転車－ギヤクランク） J I S D 9 4 1 8（自転車－フリーホイール及び小ギヤ）
意見募集 期 間	平成 1 8 年 1 1 月 1 日（水）～ 1 7 日（金）
意見募集 方 法	会社名、担当者名、連絡先等を明記の上、下記宛に文書で送付願います。（様式問わず）
送付及び 問合せ先	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3 - 3 （財）自転車産業振興協会 技術研究所 T E L 072-238-8731 F A X 072-238-8271 e-mail <a href="mailto:webmaster@jbtc.or.jp">webmaster@jbtc.or.jp</a>
そ の 他	皆様から頂いたご意見（コメント）につきましては、「J I S 調査分科会」において内容を審議・検討させていただきます。

自転車JIS(5規格)の具体的改正案

規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)
JIS 一般用自転車 D9301	1	1	適用範囲	この規格は、JIS D 9111に規定する一般用自転車*(以下、自転車という。)について規定する。 注* 一般用自転車とは、スポーツ車、シティ車、実用車、子供車又はコンパクト車をいう。また、一般用自転車に電動アシスト機能が付加された電動アシスト自転車も含む。ただし、電動アシストユニットの安全性については規定していない。5.9.4駆動部の強度については適用しない。	この規格は、JIS D 9111に規定する一般用自転車*(以下、自転車という。)について規定する。 注* 一般用自転車とは、スポーツ車、シティ車、実用車、子供車又はコンパクト車をいう。
	2	4.1	構成	表1の駆動装置に電動アシストユニットを追加する。	
	5	5.2 5.2.1	ブレーキ 一般	自転車は、前車輪及び後車輪のそれぞれを制動する別系統のブレーキを装備しなければならない。アスベストを含有するブレーキ部材の使用は認められない。なお、アスベストの有無はJIS A1481に規定された顕微鏡による定性分析法、X線回析法により確認する。	自転車は、前車輪及び後車輪のそれぞれを制動する別系統のブレーキを装備しなければならない。
	7	5.3.2 5.3.2.1	ハンドル 一般	自転車のハンドルは、ハンドルバーとハンドルステム注(一体形のものを含む。)とによって構成され、次のa)~d)による。 注)ハンドルステムがクイル(軸)とステム(延長部分)とに分離する構造、またはステムのみの構造で、ホークステムを外側からクランプするものを含む。 a) ハンドルの全幅は、600 mm以下とする。 b) ハンドルステムには、容易に消えない方法でホークステムとの最小はめ合い長さを表す、はめ合わせ限界標識を付けなければならない。ただし、恒久的手段により最小はめ合い長さが確保できる構造のもの、ホークステムを外側からクランプする構造のものは、この限りではない。なお、最小はめ合い長さは、ステムの最下端からステム径の2.5倍以上でなければならない。また、はめ合わせ限界標識の位置は、ステムの完全円周部の下端からステム径以上で、かつ、この標識によってステムの強度を損なってはならない。 d)ハンドルバーの両端は、にぎり、エンドキャップなどで覆わなければならない。また、にぎりは、7.6.1の試験を行ったとき、100 N以上の離脱力に耐えなければならない。エンドキャップなどは7.6.2の試験を行ったとき、70N以上の離脱力に耐えなければならない。	自転車のハンドルは、ハンドルバーとハンドルステム注(一体形のものを含む。)とによって構成され、次のa)~d)による。 a) ハンドルの全幅は、600 mm以下とする。 d)ハンドルバーの両端は、にぎり、エンドキャップなどで覆わなければならない。また、にぎりは、7.6の試験を行ったとき、100 N以上の離脱力に耐えなければならない。

規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)	
JIS 一般用自転車 D9301	8	5.6	車輪 回転精度	車輪の縦振れ及び横振れは、ハブ軸を固定し車輪を一回転したとき、リム面で測定したダイヤルゲージの指針が動く最大幅で表し、次による。図2に測定方法の例を示す。	車輪の縦振れ及び横振れは、ハブ軸を固定し車輪を一回転したとき、リム面で測定したダイヤルゲージの指針が動く最大幅で表し、次による。図2に測定方法の例を示す。	
		5.6.1		a) 縦振れ リムの適当な位置で、図2のように測定した場合の縦振れは、リムを制動するブレーキがあるものでは1.5 mmを、その他のものでは3 mmを超えてはならない。 b) 横振れ リムの適当な位置で、ハブ軸と平行に測定した場合の横振れは、リムを制動するブレーキがあるものでは1.5 mmを、その他のものでは3 mmを超えてはならない。	a) 縦振れ 縦振れは、リムを制動するブレーキがあるものでは1.5 mmを、その他のものでは3 mmを超えてはならない。 b) 横振れ 横振れは、リムを制動するブレーキがあるものでは1.5 mmを、その他のものでは3 mmを超えてはならない。	
	9	5.6.3	スポーク張力	また、この試験は、7.9.2の縦静荷重試験をもって換えてもよい。その場合、試験後各部に異状がなく、試験前後で車輪の縦振れを測定し、車輪の振れの増量分が1.5 mm以下でなければならない。	また、この試験は、7.9.2の縦静荷重試験をもって換えてもよい。その場合、試験後各部に異状がなく、車輪の振れの増量分が1.5 mm以下でなければならない。	
		5.6.5	車輪の保持	2)前車輪の固定をハブナットによるものでは、ハブナットを指先で強く締められた状態から360° 緩めて、自転車を地面から500 mm引き上げ、前車輪に12 kgのおもりを1分間つり下げたとき、前車輪が前ホークから外れてはならない。 3) 前車輪の固定にクイックリリースハブを使用しているものは、二次的な車輪保持具(車輪を保持する構造を含む) <sup>(7)</sup> を備えており、制動装置の車輪保持への影響を排除した状態で、クイックリリースハブのカムレバーを完全に緩め、前ホークの車輪取付け部の切欠きに沿って100 Nの力を加えたとき、車輪が前ホークから外れてはならない。	2)前車輪の固定をハブナットによるものでは、ハブナットを360° 緩めて、自転車を地面から500 mm引き上げ、前車輪に12 kgのおもりを1分間つり下げたとき、前車輪が前ホークから外れてはならない。 3) 前車輪の固定にクイックリリースハブを使用し、二次的な車輪保持具 <sup>(7)</sup> を備えているものは、制動装置の車輪保持への影響を排除した状態で、クイックリリースハブのカムレバーを完全に緩め、前ホークの車輪取付け部の切欠きに沿って100 Nの力を加えたとき、車輪が前ホークから外れてはならない。	
	10	5.7	クイック リリース 装置 操作方式	自転車のハブ、フレームへのシートポストの固定、折りたたみ機構に使用されるクイックリリース装置は、次のa)～f)の一般的操作方式のものでなければならない。	クイックリリース装置は、次のa)～f)の一般的操作方式のものでなければならない。	
		5.7.1		a) クイックリリース装置は、調節可能で、締付け条件が決定できなければならない。 c)とf)のクイックリリース装置も同様。	a) クイックリリース装置は、調節可能で、締付け条件が決定できなければならない。	
			5.7.2	車輪の取外し	《クイックリリースハブを使用したものは必ず二次的な車輪保持具を備えること。》この項は全文削除	クイックリリースハブを使用し、二次的な車輪保持具を備えていないものは、カムレバーを完全に緩めるだけで、車輪を取り外し、交換ができなければならない。
			5.8.2	リム外れ強さ	JIS D 9112に規定するWOタイヤ付き又はHEタイヤ付き車輪は、表示空気圧(範囲が示されている場合には、その最大値)の150 %の内圧もしくはJIS K 6302に規定するタイヤのリム外れ水圧試験に規定された内圧のどちらか小さい方の圧力を加え、8時間放置したときに、タイヤのリム外れ及び車輪体 <sup>(8)</sup> の各部に著しい異状を生じてはならない。	JIS D 9112に規定するWOタイヤ付き又はHEタイヤ付き車輪は、表示空気圧(範囲が示されている場合には、その最大値)の150 %の内圧を加え、8時間放置したときに、タイヤのリム外れ及び車輪体 <sup>(8)</sup> の各部に著しい異状を生じてはならない。

規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)
JIS 一般用自転車 D9301	18	7.3 7.3.5	制動性能試験 試験	g)放水の開始及び停止 計時地点fの25 m前を放水開始制限地点gとし、この地点gから自転車が停止するまでを放水区間Dとして、水ぬれ時の試験は、自転車が地点gに達する前に放水を開始し、停止するまで放水を継続する。傾斜台を使用し、計時地点fの25 m前から放水できない場合には、あらかじめ車輪等を十分に濡らしてから試験を開始すること。	g)放水の開始及び停止 計時地点fの25 m前を放水開始制限地点gとし、この地点gから自転車が停止するまでを放水区間Dとして、水ぬれ時の試験は、自転車が地点gに達する前に放水を開始し、停止するまで放水を継続する。
	19	7.5 7.5.1	ハンドル強度試験 片側荷重強度	ハンドルを図7のようにステムの最小はめ合い長さで固定し、バーの片側の端から40 mmの位置に、108 N・mに相当する静荷重を加え、著しい変形及び破損の有無を調べる。ホークシステムを外側からクランプする構造のハンドルシステムでは、ホークシステムと同じ外径を持つ適当な長さの丸棒にハンドルステムを固定して試験を行う。 7.5.2, 3, 6も同様に追加する。	ハンドルを図7のようにステムの最小はめ合い長さで固定し、バーの片側の端から40 mmの位置に、108 N・mに相当する静荷重を加え、著しい変形及び破損の有無を調べる。
	25	7.6.2	エンドキャップの離脱力試験	エンドキャップ及びバーテープ用のエンドプラグを組み立て状態にし、図又は図に示すような引張り具によって、端部を引っ張ったとき、取付け部の離脱力は70N以上でなければならない。	
	26	7.8.1 a)	フレームの耐久性 耐振性試験	2) フレームと組み合わされるシートポストを使用し、シートポストをはめ合せ限界標識の位置に固定し、シート部への荷重は図17に示すように、くら形荷重台をシート部に取り付け、つり金具に円形のおもりを左右に振り分けてつり下げ、荷重台、つり金具及びおもりの合計を荷重とする。荷重台は、シートポストの上端から中心線上20 mm下方の位置で、締付金具を用いてシートポストに固定する。コンビネーションピラーは同じ長さのシートポストに換えて、試験を行ってもよい。 3) ハンガ部への荷重は、円形のおもりを左右に振り分けてハンガ部に固定する。なお、おもりを取付けるアダプタは2 kg以下の質量でなければならない。 4) ヘッド部への荷重は、図18に示すような金具を用いて、おもりをおもり受け台(おもり受け台は0.5 kg以下の質量でなければならない。)の下面と止めナットの上面とのすき間がなくなる位置に固定する。	2) フレームと組み合わされるシートポストを使用し、シートポストをはめ合せ限界標識の位置に固定し、シート部への荷重は図17に示すように、くら形荷重台をシート部に取り付け、つり金具に円形のおもりを左右に振り分けてつり下げ、荷重台、つり金具及びおもりの合計を荷重とする。荷重台は、シートポストの上端から中心線上20 mm下方の位置で、締付金具を用いてシートポストに固定する。 3) ハンガ部への荷重は、円形のおもりを左右に振り分けてハンガ部に固定する。 4) ヘッド部への荷重は、図18に示すような金具を用いて、おもりをおもり受け台の下面と止めナットの上面とのすき間がなくなる位置に固定する。
	27	7.8.1 b)	繰返し荷重試験	5) ブーメラン形アダプタは、大ギヤの代わりにレバーアームとチェーンの代わりにコネクティングロッドによって固定する。コネクティングロッドは、試験用クランク軸の中心から75 mm上と後ハブ軸の間に取り付ける。コネクティングロッドがフレームに接触する場合は、湾曲したコネクティングロッドを使用してもよい。	5) ブーメラン形アダプタは、大ギヤの代わりにレバーアームとチェーンの代わりにコネクティングロッドによって固定する。コネクティングロッドは、試験用クランク軸の中心から75 mm上と後ハブ軸の間に取り付ける

規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)
JIS 一般用自転車 D9301	30	7.8.3.1	前倒し衝撃試験	次に、前ホークを前後車軸が水平になるように平らな金床で支え、70 kgのおもり(おもりと荷重台の形状・寸法の一例を図24に示す。なお、荷重台は2 kg以下の質量でなければならない。)を、おもりの重心が立パイプ上端から立パイプ中心線の延長上75 mmの位置となるよう荷重台にある状態で固定する。	次に、前ホークを前後車軸が水平になるように平らな金床で支え、70 kgのおもり(形状・寸法の一例を図24に示す。)を、おもりの重心が立パイプ上端から立パイプ中心線の延長上75 mmの位置にある状態で固定する。
	31	7.8.3.2	マウンテンバイク類形車の前倒し衝撃試験	次に、前ホークを前後車軸が水平になるように平らな金床で支え、ヘッド部に5 kg、ハンガ部に35 kgのおもりを、また、シート部には、30 kgのおもりの中心が立パイプ上端から立パイプ中心線の延長上75 mmの位置にある状態で固定する(おもりの形状・寸法の一例を、図26に示す。なお、ヘッド部のおもり受台は0.5kg以下の質量、シート部、ハンガ部のおもりを取付けるアダプタは2 kg以下の質量でなければならない。)	次に、前ホークを前後車軸が水平になるように平らな金床で支え、ヘッド部に5 kg、ハンガ部に35 kgのおもりを、また、シート部には、30 kgのおもりの中心が立パイプ上端から立パイプ中心線の延長上75 mmの位置にある状態で固定する(おもりの形状・寸法の一例を、図26に示す。)
	35	7.12.2	サドル耐久性	図でおもりとシートポストの軸線が一致していない図に変更する。7.12.3耐寒性も同様に図を変更する。	
	38	7.13 7.13.2	シートポストの疲労試験 1 試験周波数	加振力を表11に示す。各段階で、加振力はそれぞれ50 000回加える。ここで1サイクルとは、第1段階での交互の力を、第2段階での単一の力を負荷することをいう。試験最大周波数は、25 Hzを超えてはならないとする。	加振力を表11に示す。各段階で、加振力はそれぞれ50 000回加える。ここで1サイクルとは、第1段階での交互の力を、第2段階での単一の力を負荷することをいう。最大周波数は、25 Hzとする。
	43	10	取扱説明書	b)使用に当たっては交通法規を遵守する。これは、停止中の自動車のドアが開くことに対する注意、歩行者に危害を及ぼすおそれがある突出物の装着の禁止、走行中の携帯電話の使用禁止を含む。 d)幼児用座席の取付け。これは、取付けの可否、取付け方法の注意、幼児を乗せるときの注意、幼児を乗せたまま駐輪しないことなどを含む。また、幼児用座席に幼児を乗せる時は、幼児用ヘルメット(JIS T 8134 自転車用安全帽と同等以上の性能を持つヘルメット)を着用させることが望ましい旨の注意喚起。	b)使用に当たっては交通法規を遵守する。これは、停止中の自動車のドアが開くことに対する注意、歩行者に危害を及ぼすおそれがある突出物の装着の禁止を含む。 d)幼児用座席の取付け。これは、取付けの可否、取付け方法の注意、幼児を乗せるときの注意、幼児を乗せたまま駐輪しないことなどを含む。
	45	付属書1 2.2	耐温度性	また、引き続き同じ試験片を-20℃±2℃に5～6時間保った後、外径50 mmの円筒に歯を内側にして巻き付けたときに、き裂を生じてはならない。	また、引き続き同じ試験片を-20℃に5～6時間保った後、外径50 mmの円筒に歯を内側にして巻き付けたときに、き裂を生じてはならない。
		2.3	耐油性	歯付きベルトから、原形のままの試験片を採取し、JIS K 6258の試験用潤滑油NO.1油に70～75時間浸せきした後、油中から取り出し、2.1の方法で引張試験を行ったときに、7 400 N以下の荷重で破断してはならない。	歯付きベルトから、原形のままの試験片を採取し、JIS K 6258のNO.1油に70～75時間浸せきした後、油中から取り出し、2.1の方法で引張試験を行ったときに、7 400 N以下の荷重で破断してはならない。
	46	付表1	引用規格	JIS A 1481建材製品中のアスベスト含有率測定方法を追加する	

規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)
JIS D9302 幼児用自転車	3	5.1.3	突起部物	<p>幼児車には、通常の乗車走行及び取扱操作で人体に危害を及ぼすおそれがある露出した堅い突起<sup>(6)</sup>があつてはならない。</p> <p>組立後、長さ8 mm以上の露出した堅い突起物<sup>(4)</sup>は、端部が半径6.3 mm以上に丸められ、更に断面が長方形の場合には12.7 mmより大きい長辺寸法、そして、3.2 mmより大きい短辺寸法でなければならない。また、取付けねじ類は、おねじが締め付け相手部分(ナット面など)からねじの外径以上に長く突き出してはならない。ただし、キャップなどで覆われているもの、又は容易に人体と接触しないものには適用しない。なお、チェーン引きなど調整を必要とするもの、及びキャップなどで覆われているものは、この規定を適用しない。</p> <p>参考 突起物試験円筒は、長さ150 mm、直径45 mmの円筒(腕に相当する)の中央部50 mmの範囲に接触し得るものを露出した突起物と判定するものであつて、必要に応じて使用してもよい(参考図2参照)。</p>	<p>幼児車には、通常の乗車走行及び取扱操作で人体に危害を及ぼすおそれがある露出した堅い突起<sup>(3)</sup>があつてはならない。</p> <p>また、ねじ類は、おねじが締め付け相手部分(ナット面など)からねじの外径以上に長く突き出してはならない。ただし、キャップなどで覆われているもの、又は容易に人体と接触しないものには適用しない。</p>
	4	5.1.5	各部の固定	<p>幼児車の各部を固定する取付けねじ類は、十分な固定力が得られる長さではめ合い、使用中容易に緩まないように締め付けなければならない。サスペンションに使用するねじ、プレーキ本体(キャリパブレーキ以外のバンドブレーキについても)、どろよけをフレーム及びハンドルバーに取り付けるねじは、ロックワッシャ、ナイロンナットなどのゆるみ止め又は回り止めと共に使用しなければならない。</p> <p>また、ハンドルステム及びシートポストは、それぞれはめ合わせ限界標識以上にはめ合わせて固定しなければならない。</p> <p>ハンドルバー、ハンドルステム、バーエンドバー、サドル、シートポストを固定するねじは、メーカーが推奨する締め付トルクの150%で締め付けた時に破損してはならない。</p>	<p>幼児車の各部を固定する取付けねじ類は、十分な固定力が得られる長さではめ合い、使用中容易に緩まないように締め付けなければならない。</p> <p>また、ハンドルステム及びシートポストは、それぞれはめ合わせ限界標識以上にはめ合わせて固定しなければならない。</p>
		5.2 5.2.1	ブレーキ 一般	<p>幼児車は、前車輪・後車輪のそれぞれを制動する別系統のブレーキを装備しなければならない。アスベストを含有するブレーキ部材の使用は認められない。なお、アスベストの有無はJIS A1481に規定された顕微鏡による定性分析法、X線回析法により確認する。</p>	<p>幼児車は、前車輪・後車輪のそれぞれを制動する別系統のブレーキを装備しなければならない。</p>
	5	5.3.3	ハンドル及び にぎり	<p>c)ハンドルバーの両端は、にぎり、エンドキャップなどで覆わなければならない。</p> <p>また、にぎりは、6.6.1の試験を行ったとき、100 N以上の離脱力に耐えなければならない。エンドキャップなどは、6.6.2の試験を行ったとき、70N [7kgf]以上の離脱力に耐えなければならない。</p>	<p>c)ハンドルバーの両端は、にぎり、エンドキャップなどで覆わなければならない。</p> <p>また、にぎり、エンドキャップなどは、70N [7kgf]以上の離脱力に耐えなければならない。</p>

規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)
JIS D9302 幼児用自転車	6	5.5 5.5.1	車輪 回転精度	車輪の縦振れ及び横振れは、ハブ軸を固定し、車輪を1回転させたときリム面で測定したダイヤルゲージの指針の最大振れで表し、次による。 図3に測定方法の例を示す。 a) 縦振れ リムの適当な位置で、図3のように測定した場合の縦振れは、リムを制動するブレーキがあるものでは2mm、その他のものでは、4mmを超えてはならない。 b) 横振れ リムの適当な位置で、ハブ軸と平行に測定した場合の横振れは、リムを制動するブレーキがあるものでは2mm、その他のものでは4mmを超えてはならない。	車輪の縦振れ及び横振れは、ハブ軸を固定し、車輪を1回転させたときリム面で測定したダイヤルゲージの指針の最大振れで表し、次による。 図3に測定方法の例を示す。 a) 縦振れ 縦振れは、リムを制動するブレーキがあるものでは2mm、その他のものでは、4mmを超えてはならない。 b) 横振れ 横振れは、リムを制動するブレーキがあるものでは2mm、その他のものでは4mmを超えてはならない。 参考 ISOでは縦振れを半径方向円周振れ、横振れを軸方向円周振れと呼んでいる。
		5.5.2	すきま間	タイヤと、フレーム体又は前ホーク各部との間には、2.6mm以上のすきま間がなければならない。	タイヤと、フレーム体又は前ホーク各部との間には、2mm以上のすきま間がなければならない。
	7	5.6	クイックリリースハブ装置	《幼児車にはクイックリリースハブの使用を認めない。》この項は全文削除	クイックリリースハブ装置は、次の一般的操作方式のものでなければならない。 a) クイックリリースハブ装置は、調節可能で、締付け条件が決定できなければならない。 b) 形状及び表示によって、装置が解除・固定のいずれの位置にあるかを、はっきり識別できなければならない。 c) カムレバーで調節するものは、正しく調節したレバーの所要固定操作力が200N [20kgf] を超えてはならない。この操作力を加えたとき、クイックリリースハブ装置に永久変形がないものとする。 d) 固定位置からの締付け解除操作力が50N [5kgf] を下回ってはならない。 e) カムレバー操作のものでは、250N [25kgf] 以上の力で完全に閉じないように調節しておいて、その大きさの締付け操作力に耐え、破損又は永久変形があってはならない。 f) クイックリリース装置が固定位置にあるときの車輪の保持は、5.5.4.2及び5.5.4.3を満足しなければならない。 (c)、(d)及び(e)におけるレバー操作力は、レバー先端から5mmの位置に加えるものとする。
		5.6.2	車輪の取外し	《幼児車にはクイックリリースハブの使用を認めない。》この項は全文削除	クイックリリースハブを使用し、二次的な車輪保持具を備えていないものは、カムレバーを完全に緩めるだけで、車輪を取り外し、交換ができなければならない。
	8	5.10	保護装置	a) サドル最大高さが560mm以上の幼児車は、チェーンとギヤ板との上部結合部外面を遮へいするリングケース、その他の保護装置を装備しているものとする。リングケースは、直径が、ギヤ板全体に掛けたチェーン外面径を超えてい外側のギヤ板直径より歯先で測定して10mm以上大きくなければならない。	a) サドル最大高さが560mm以上の幼児車は、チェーンとギヤ板との上部結合部外面を遮へいするリングケース、その他の保護装置を装備しているものとする。リングケースは、直径が、ギヤ板全体に掛けたチェーン外面径を超えていなければならない。

規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)	
JIS D9302 幼児用自転車	9	5.12	リヤリフレックスリフレクタ	<p>幼児車には、リヤリフレックスリフレクタ(以下、リヤリフレクタという。)を次の取付方法によって必ず備える。ペダルリフレクタを備えなければならない。リフレックスリフレクタの性能は、JIS D 9452による。また、リフレックスリフレクタの装備及び取付けは、次による。</p> <p><u>5.12.1 リヤリフレクタ</u></p> <p>a) リヤリフレクタの色は、赤色としなければならない。</p> <p>b) リヤリフレクタは、レンズの最上部が、後車輪ハブ軸より上の位置にななければならない。</p> <p>c) リヤリフレクタの光軸又は主光軸は、幼児車の進行方向に対し平行で、上下左右に5° 度以上の傾きがあってはならない。</p> <p>d) リヤリフレクタに対し、使用時と同じ条件で最も影響があると思われる方向に70N {7kgf} (どろよけに取り付けたものは50N {5kgf}) の力を30秒間加えたとき、反射面の向きの変化は15° 未満、力を除去した後の反射面の向きの変化は5° 未満でなければならない。</p> <p>また、各部に破損、その他の著しい欠点があってはならない。</p> <p><u>5.12.2 ペダルリフレクタ</u></p> <p>a) ペダルリフレクタの色は、アンバーとしなければならない。</p> <p>b) ペダルリフレクタは、ペダルの前面及び後面にななければならない。</p> <p>c) ペダルリフレクタのレンズ面は、ペダル体又はリフレクタケースの端面から十分にくぼんでいなければならない。</p>	<p>幼児車には、リヤリフレックスリフレクタ(以下、リヤリフレクタという。)を次の取付方法によって必ず備える。</p> <p>a) リヤリフレクタは、レンズの最上部が、後車輪ハブ軸より上の位置にななければならない。</p> <p>b) リヤリフレクタの光軸又は主光軸は、幼児車の進行方向に対し平行で、上下左右に5度以上の傾きがあってはならない。</p> <p>c) リヤリフレクタに対し、使用時と同じ条件で最も影響があると思われる方向に70N {7kgf} (どろよけに取り付けたものは50N {5kgf}) の力を30秒間加えたとき、反射面の向きは15° 未満、力を除去した後の反射面の向きの変化は5° 未満でなければならない。</p> <p>また、各部に破損、その他の著しい欠点があってはならない。</p>	
	12	6.6.1	にぎりの離脱力試験	D9301と同様		
		6.6.2	エンドキャップの離脱力試験	D9301と同様		



規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)
JIS 幼児用 自転車 D9302	15	9	取扱説明書	<p>なお、取扱説明書には、保護者が容易に理解できるように、図で明示したり、特に注意を必要とする事項については字を大きくしたり、色別にするなどを行って、強調するのが望ましい。</p> <p>b) 使用に当たっては、交通法規を守る遵守する。</p> <p>c) 正常な乗車姿勢。</p> <p>1) 適応乗員の身長、体重、また(股)下寸法などの体格[また(股)下寸法など]。</p> <p>2) サドル及びハンドルバーの高さの調整方法、特に、はめ合せ限界標識を超えて調整しないことの注意。</p> <p>3) サドル及びハンドルのはめ合わせ限界標識を超えて調整しない。</p> <p>f) 駐車場輪時の注意。これは、自転車の放置に関する注意を含む。</p> <p>g) タイヤの表示空気圧:○○ kPa。これは、タイヤのサイドウォール部に表示空気圧が表示されている旨の説明でもよい。</p> <p>i) 点検及び調整の時期、点検の箇所及びその方法。</p> <p>1) 使用開始後2か月以内に、販売店で初期点検をすること。</p> <p>2) 1年ごと及び異常を感じた場合に販売店で点検を受けること。</p> <p>j) ブレーキワイヤ及びブレーキブロックの交換時期。</p> <p>m) 注油</p> <p>1) 注油の箇所。特に、図で示す。</p> <p>2) ブレーキ制動面には注油しない旨の注意。</p> <p>p) 使用者のための相談窓口の住所及び電話番号</p> <p>q) 廃棄に関する情報</p>	<p>なお、取扱説明書には、保護者が容易に理解できるように、図で明示するのが望ましい。</p> <p>b) 使用に当たっては、交通法規を守る。</p> <p>c) 正常な乗車姿勢。</p> <p>1) 適応乗員の身長、体重、また(股)下寸法などの体格[また(股)下寸法など]。</p> <p>2) サドル及びハンドルの高さの調整方法。</p> <p>3) サドル及びハンドルのはめ合わせ限界標識を超えて調整しない。</p> <p>f) 駐車場の注意。</p> <p>g) タイヤの空気圧。</p> <p>i) 点検・調整の時期、点検の箇所及びその方法。</p> <p>1) 2か月以内に、初期点検をすること。</p> <p>2) 1年ごと及び異常を感じた場合に販売店で点検を受けること。</p> <p>j) ブレーキワイヤの交換時期。</p> <p>m) 注油</p> <p>1) 注油の箇所。</p> <p>2) ブレーキ制動面には注油しない旨の注意。</p>
	17	付表1	引用規格	<p>JIS A 1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法</p> <p>JIS B 0205 メートル並目ねじ</p> <p>JIS B 0207 メートル細目ねじ</p> <p>JIS B 0205-1 一般用メートルねじ 第1部:基準山形</p> <p>JIS B 0205-2 一般用メートルねじ 第2部:全体系</p> <p>JIS B 0205-3 一般用メートルねじ 第3部:ねじ部品用を選択したサイズ</p> <p>JIS B 0205-4 一般用メートルねじ 第4部:基準寸法</p> <p>JIS B 0209 メートル並目ねじの許容限界寸法及び公差</p> <p>JIS B 0211 メートル細目ねじの許容限界寸法及び公差</p> <p>JIS B 0209-1 一般用メートルねじ—交差—第1部:原則及び基礎データ</p> <p>JIS B 0209-2 一般用メートルねじ—交差—第2部:一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法—中(はめあい区分)</p> <p>JIS B 0209-3 一般用メートルねじ—交差—第3部:構造体用ねじの寸法許容差</p> <p>JIS C 9701 乾電池式ブザー</p>	<p>JIS B 0205 メートル並目ねじ</p> <p>JIS B 0207 メートル細目ねじ</p> <p>JIS B 0209 メートル並目ねじの許容限界寸法及び公差</p> <p>JIS B 0211 メートル細目ねじの許容限界寸法及び公差</p> <p>JIS C 9701 乾電池式ブザー</p>

規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)
自転車用ブレーキ JIS D 9414	1	1	適用範囲備考 1	引用規格(ねじとアスベスト)の整合化と追加(D9302の引用規格参照)	
	2	3	部品名称	ブレーキの部品名称及び主な使用材料の例を付図1~7に示す。アスベストを含有するブレーキ部材の使用は認められない。なお、アスベストの有無はJIS A1481に規定された顕微鏡による定性分析法、X線回折法により確認する。	ブレーキの部品名称及び主な使用材料の例を付図1~7に示す。
	6	7	形状及び寸法	各部のねじはJIS B 0225によるもののほかは、JIS B 0205-1~4又はJIS B 0207の規定によるものとし、公差はJIS B 0209-1~3又はJIS B 0211に規定する公差域クラス6H・6g又は2級と同等以上の精度とする。	各部のねじはJIS B 0225によるもののほかは、JIS B 0205-又はJIS B 0207の規定によるものとし、公差はJIS B 0209又はJIS B 0211に規定する6H・6g又は2級と同等以上の精度とする。
		8.1	めっき	めっきの厚さ及び耐食性は、JIS H 8617に規定する表2A及び表2B1の2級若しくはそれよりよいもの以上、又はJIS H 8610に規定する表1の2級以上若しくはそれよりよいものとする。	めっきの厚さ及び耐食性は、JIS H 8617に規定する表2A及び表2B1の2級若しくはそれよりよいもの、又はJIS H 8610に規定する表1の2級若しくはそれよりよいものとする。
	7	付図1	リムブレーキ	必要のないねじの呼び寸法は削除する。M6×0.75のねじをM6以上とする。	
	10	付図2	キャリパブレーキ	必要のないねじの呼び寸法は削除する。カンチレバー形の1種としてVブレーキの図を追加する。	
自転車ギヤクランク JIS D 9415	1	2	引用規格	引用規格(ねじ)の整合化(D9302の引用規格参照)	
		4	種類	ギヤクランクの種類でシングルコッタード形の名称の削除。	
	2	5 a),c),d)	強度	なお、コッタレス形クランクを試験用クランク軸に組み立てるときの固定ナット又は固定ボルトの締付けトルクは、40±5N・mとする。	なお、コッタレス形クランクを試験用クランク軸に組み立てるときの固定ナット又は固定ボルトの締付けトルクは、40±5N・mとする。
	6	5 7 10 付図1	形状及び寸法 製品の呼び方	引用規格(ねじ)の整合化(D9414の形状及び寸法参照) 例1. JIS D 9415 シングルーコッタードコッタレス形 1/8-33-175 付図1 シングルコッタード形の図をシングルコッタレス形に変更。	例1. JIS D 9415 シングルーコッタード形 1/8-33-175

規格	頁	箇条番号	項目	JIS改正案	JIS(現行)
自転車 JIS フリーホイール及び小ギヤ D9418	1	2	引用規格	引用規格(ねじ)の整合化 (D9302の引用規格参照)	
		3 a),b)	種類 フリーホイール	フリーホイールの種類は、普通フリーホイール及び多段フリーホイールとし、 <u>歯厚使用するチェーン</u> の呼びによって表1のとおりとする。	フリーホイールの種類は、普通フリーホイール及び多段フリーホイールとし、歯厚の呼びによって表1のとおりとする。
	3	7.1d)	表4	多段フリーホイールの歯底部の縦振れを削除する。 普通フリーホイールの縦振れ測定方法がないため追加する。	
	3	8	形状及び寸法	引用規格(ねじ)の整合化 (D9414の形状及び寸法参照)	
	4	10	製品の呼び方	a) 普通フリーホイール及び普通小ギヤの呼び方は、 <u>使用するチェーン歯厚</u> の呼び及び歯数による。 例 1/8×16(使用するチェーン歯車の呼び×歯数)	a) 普通フリーホイール及び普通小ギヤの呼び方は、歯厚の呼び及び歯数による。 例 1/8×16(歯車の呼び×歯数)
	5	付図2	多段フリーホイール	図のD寸法の削除	
	7	付表1	フリーホイール及び小ギヤの直径	歯数9, 10と数値の追加および修正。 歯底円直径の図を追加。	